

【別紙】「公益信託に関する法律施行令」（案）等の根拠法令条項

①公益信託に関する法律施行令（案）

→公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）第 8 条第 5 号から第 7 号、同条第 12 号及び第 13 号

②公益信託に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）

→鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）、特許法（昭和 34 年法律第 121 号）、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）第 75 条第 2 項、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 50 条第 2 項 ほか

③公益信託に関する法律施行規則（案）

→公益信託に関する法律第 4 条第 2 項第 4 号、第 7 条第 2 項及び第 3 項、第 8 条、第 11 条から第 14 条まで ほか

④公益信託に関する法律第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する信託法第三十四条第一項第三号の内閣府令・法務省令で定める事項等を定める命令（案）

→信託法（平成 18 年法律第 108 号）第 34 条、第 37 条、第 38 条、第 47 条、第 59 条、第 151 条及び第 152 条、第 155 条及び第 156 条及び第 159 条 ほか

⑤公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）

→なし

⑥一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）

→一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 125 条第 1 項及び第 130 条